

通 知 預 金

平成26年4月1日現在

1. 商品名	・ 通知預金
2. 販売対象	・ 法人、個人
3. 期間	・ 期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1万円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 随時解約(一括払戻し)できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 適用金利は金利情勢より変動します。 ・ 毎日の店頭表示利率を適用します。 ・ 解約時(払戻時)に一括して支払います。 ・ 付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。 ・ 法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 個人のものはマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・ 据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置 13. 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時~17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)、富山県弁護士会(076-421-4811)、金沢弁護士会(076-221-0242)、福井弁護士会(0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
14. その他の事項	—

預15